

Client Alert

15 November 2021

米国財務省外国資産管理局（OFAC）が、仮想通貨産業向けの制裁コンプライアンス・ガイダンス及びFAQの更新版を公表

本アラートに関する お問い合わせ先



末富 純子
パートナー
+81 3 6271 9741
junko.suetomi@bakermckenzie.com



松本 泉
カウンセラー
+81 3 6271 9720
izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



小原 万実
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9539
mami.ohara@bakermckenzie.com



長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com

2021年10月15日、米国財務省外国資産管理局（以下「OFAC」）は、「仮想通貨の普及拡大は、より大きな制裁リスクをもたらすことになる」との認識を踏まえ、仮想通貨産業向けの制裁コンプライアンス・ガイダンス（以下「ガイダンス」）を公表した¹。同ガイダンスは、（1）最近のOFACによる仮想通貨取引所(SUFX OTC, S.R.O)の初めてのSDN指定²、及び（2）暗号通貨の犯罪的悪用に取り組むための国家暗号通貨執行チーム(NCET)の立ち上げ³、に続くものとなる。新たに公表されたガイダンスは、OFACによる制裁の要件及び手続の概要並びに制裁コンプライアンスのベストプラクティスを定めることにより、仮想通貨産業がOFACの制裁を遵守するための手助けになることを目的としている。また、後述の通り、同日にOFACは、関連する2つの「よくある質問と答え」（以下「FAQ」）の更新も行った。

ガイダンスの重要なポイントは、以下の通りである。

OFACの制裁要件と手続の概要

ガイダンスは、最初に米国における制裁の基礎を概説し、米国において業務を行う暗号通貨会社に対し、伝統的な通貨の取引を行う米国の会社と異なる取扱いはなされず、従って米国の管轄下で業務を行う場合には、OFACの制裁を遵守しなければならないことを明らかにしている。ガイダンスは、続けて、制裁対象者（例：SDNリストに掲載された企業・個人）が関与する取引のブロック、拒否及び報告に関する暗号通貨会社の義務の概要について説明している。ガイダンスは、不遵守の場合には罰則が科される恐れがある一方で、違反行為の罰則を決定する際には、OFACとの協力やコンプライアンスプログラムの整備に向けた努力が緩和要因になることを強調している。

また、OFACは2つのFAQの更新も行った。FAQ 559⁴は、多様な仮想通貨の用語の定義（例：「デジタル通貨」、「デジタルウォレット」等）を、FAQ 646⁵は、仮想通貨を保有するに至った米国人が、OFACのブロッキング要件に従ってその通貨の取引をブロックする方法について説明している。特にOFACは、仮想通貨会社が、ブロックされた仮想通貨を含む個別のウォレット又は統合ウォレットについて、OFACの許可があった場合や禁止が解

¹ https://home.treasury.gov/system/files/126/virtual_currency_guidance_brochure.pdf

² 本件に関する弊所の以前のブログについては、以下を参照。
<https://sanctionsnews.bakermckenzie.com/ofac-issues-updated-ransomware-advisory-and-designates-suex-as-an-sdn/>

³ 本件に関する弊所の以前のブログについては、以下を参照。
<https://blockchain.bakermckenzie.com/2021/10/12/u-s-doj-launches-national-cryptocurrency-enforcement-team/>

⁴ <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/559>

⁵ <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/faqs/646>

英語版に関する お問い合わせ先



Samuel G. Kramer
Partner, Chicago
+1 312 861 7960
samuel.kramer@bakermckenzie.com



Kerry B. Contini
Partner, Washington, DC
+1 202 835 6100
kerry.contini@bakermckenzie.com



Meghan Hamilton
Associate
+1 312 861 2927
meghan.hamilton@bakermckenzie.com

除された場合に最終的にそれらの仮想通貨が返還されるよう管理されている限りにおいて、いずれのウォレットのブロックを選択することも認めている。OFACは、ブロックされた仮想通貨については伝統的な不換通貨への交換を要しない旨も定めている。

なお、これは米国政府が公表した暗号通貨及びテロリズムに関する初めてのガイダンスではない。当事務所は、今年初めに、OFACのランサムウェア勧告に関するガイダンスを、ブログにおいて概説している⁶。

仮想通貨産業における制裁のベストプラクティス

ガイダンスは、テクノロジー企業、交換業者、管理者、マイニング事業者、ウォレット提供者や、仮想通貨にさらされる可能性のある伝統的な金融機関を含む仮想通貨産業の全ての会社に対して、リスクベースの制裁コンプライアンスプログラムを定めるべきとして、同産業におけるベストプラクティスを紹介している。

ガイダンスは、2019年5月に発行されたOFACの枠組みと似た、十分なコンプライアンスプログラムを作成する際の5つの柱からなるアプローチを提案している。その中では、基本的事項として、(i) マネジメントのコミットメント、(ii) リスク評価、(iii) 内部統制、(iv) 検査／監査、及び(v) 研修、について詳細に記載されている。仮想通貨産業に対する留意点としては、そうした制裁コンプライアンスプログラムが、制裁リストの審査、キーワードによる審査、IPアドレスのブロッキング、取引の監視、その他当該会社のリスクに応じた適切な措置を含むべきことが推奨されている点である。

結論

市場における仮想通貨の役割の重要性の増大と制裁不遵守に伴う帰結に照らせば、仮想通貨産業に属する企業は、制裁リスクの評価と、ガイダンスにおいて勧告されたベストプラクティスの実施を含むコンプライアンスプログラム策定のためのステップを踏むことにより、リスクを最小化すべきであると考えられる。

こうした複雑な現状に対処し、適切なコンプライアンスプログラムを策定するための更なる指針として、我々ベーカーマッケンジーは、*Deciphering Data*と題するデータプライバシーと安全性に関するグローバルウェビナーシリーズを開催している。これは、サイバーセキュリティ、データの保護、企業のプライバシー保護、規制のアップデート、訴訟及び執行に関し、各社における国際的な動向の解明に資することを目的としている。詳細については、[こちら](#)をご参照、もしくは当事務所へお問い合わせいただきたい⁷。

⁶ 本件に関する弊所の以前のブログについては、脚注2及び以下を参照。
<https://sanctionsnews.bakermckenzie.com/fincen-and-ofac-issue-ransomware-advisories/>

⁷ <https://www.bakermckenzie.com/en/insight/publications/resources/deciphering-data-webinar-series>